

・ ・ ・ ・ 青森県教職員互助会の事業内容のご紹介 ・ ・ ・ ・  
(平成31年度)

青森県教職員互助会では、下記のように様々な事業を行っています。  
給付事業の中には、自動給付のものと、請求が必要なものがありますので、請求忘れのないように  
ご注意ください！

給付事業について								
医療費補助金	<p>会員又は被扶養者が傷病により医療機関を受診したとき、自己負担額から共済組合給付額と3,000円を控除した額を給付 ※共済組合給付額は自己負担額から25,000円[上位所得者(標準報酬月額530,000円以上)は50,000円]を控除した額</p>	自動給付						
入院見舞金	<p>会員又は被扶養者が入院したとき、1日につき500円を給付</p>	自動給付						
死亡弔慰金	<p>会員又は被扶養者が死亡したとき給付</p> <p style="text-align: center;">給付額一覧</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>会員</td> <td>250,000円</td> </tr> <tr> <td>被扶養配偶者</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の被扶養者</td> <td>50,000円</td> </tr> </table>	会員	250,000円	被扶養配偶者	100,000円	その他の被扶養者	50,000円	※請求
会員	250,000円							
被扶養配偶者	100,000円							
その他の被扶養者	50,000円							
災害見舞金	<p>会員が水害・地震・火災その他の非常災害により住居等に一定の損害を受けたとき損害の程度に応じて100,000円から300,000円を給付</p>	※請求						
結婚祝金	<p>会員が結婚したときに50,000円を給付</p>	請求						
出産祝金・見舞金	<p>会員又は被扶養者が出産(妊娠4カ月以上の流産、死産、母体保護法による中絶を含む。)したときに35,000円を給付</p>	※請求						
入学・卒業祝金	<p>会員の子が義務教育諸学校へ入学、また、中学校(中学部)を卒業したときに10,000円を給付</p>	調査後、該当者に給付						
無給付者褒賞金	<p>会員が前年度中に給付事業のうち、無給付者褒賞金以外の給付を受けなかったとき5,000円を給付</p>	自動給付						
退職慰労金	<p>会員が10年以上在会し、退職(死亡退職は除く。)により退会したとき、在会年数に応じて給付</p> <p style="text-align: center;">給付額一覧</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>10年以上20年未満</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>20年以上30年未満</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>30年以上</td> <td>50,000円</td> </tr> </table>	10年以上20年未満	30,000円	20年以上30年未満	40,000円	30年以上	50,000円	自動給付
10年以上20年未満	30,000円							
20年以上30年未満	40,000円							
30年以上	50,000円							
妊婦支援補助	<p>会員又は被扶養者が妊娠4カ月(85日)に達したとき、1回の妊娠につき30,000円を給付</p>	請求						
リフレッシュ助成	<p>会員が在会20年に達したとき10,000円、30年に達したとき20,000円を給付</p>	自動給付						
遺児給付金	<p>死亡した会員の被扶養者のうち、その年度末に満18歳以下の遺児がいるとき、遺児1人につき250,000円を給付</p>	請求						

(注)「※請求」・・・共済組合あてに請求書を提出した場合は自動給付

## 厚生事業について

施設利用補助	<p>会員又は被扶養者が指定宿泊施設を利用したとき 1泊につき1人1,000円を補助 指定宿泊施設については、[指定宿泊施設のご案内]をご覧ください。</p>
芸術鑑賞補助事業	<p>①会員に優れた舞台芸術公演を鑑賞する機会の提供 ②会員に博物館等の特別展チケットの斡旋</p>
スポーツ観戦補助事業	<p>会員に県内のプロスポーツ等を観戦する機会の提供</p>

## 貸付事業について

生活資金貸付	<p>会員（任用期間が1年以内の者は除く）が臨時に資金を必要とするときに貸付 「生活資金貸付申込書」、「生活資金貸付借用証書」及び「生活資金貸付に係る個人情報の取扱に関する同意書」を提出してください。 月末締切 → 翌月10日送金 } 毎月 15日締切 → 25日送金 } 2回送金 借替え、繰上償還をすることができます。 ただし、既貸付の償還回数が12回に満たないときは、借替えをすることができません。</p>	貸付金額及び手数料率
		<p>貸付額は 10万円～50万円 手数料率 年1.32パーセント</p>
つなぎ融資貸付	<p>公立学校共済組合から特別貸付け・高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付を受ける会員が共済組合からの送金日以前に資金を必要とするときに貸付 「つなぎ融資貸付申込書」及び「つなぎ融資貸付借用証書」を提出してください。</p>	<p>貸付額は 共済組合貸付決定額 手数料率 年1.32パーセント</p>

## 教育・文化事業について

厚生文化事業補助	<p>青森県教育厚生会が実施する厚生文化事業に要する経費に補助金を交付</p>
図書館図書贈呈	<p>県立図書館に、児童・生徒用図書及び子どもの読書活動推進を支援するための図書を贈呈</p>
芸術文化奨励	<p>青少年の芸術文化活動を支援するため、青森県高等学校文化連盟、青森県中学校文化連盟の活動に要する経費に補助金を交付</p>
学校図書贈呈	<p>県内の公立小中学校に図書を贈呈</p>
教育振興事業補助	<p>「あおもり教育の日」推進協議会の事業等に要する経費に補助金を交付</p>

※図書館図書贈呈、芸術文化奨励、学校図書贈呈は、公益目的支出計画に記載している事業です。